

情報セキュリティに関する留意事項

1. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、本業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備する。

2. 意図せざる変更が加えられないための管理体制の整備

受注者は、本業務の実施において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備するとともに、当省の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを示すこと。

3. 取り扱う情報の秘密保持等

本業務の実施のために、国土交通省から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しない。

また、本業務終了時は、受注者は当該情報を発注者へ返却、抹消又は廃棄を確実に行うこと。

4. 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本業務の遂行において受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める情報について、外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを発注者に報告する。

5. 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の通知

本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、発注者は、受注者に対して以下の報告を求める場合がある。

(1) 受注者に求める情報セキュリティ対策全般につき報告を求める場合

1. ～ 4. において求める情報セキュリティ対策の実績

(2) 受注者に取り扱わせる情報の秘密保持等に係る報告を求める場合

受注者に取り扱わせる国土交通省の情報の秘密保持等に係る管理状況

6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、業務管理責任者は、発注者の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採る。

7. 再委託に関する事項

本業務の一部を他の事業者にも再委託させる場合には、受注者は、発注者が受注者に求めるものと同等の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせる。発注者は、再委託先に行かせた情報セキュリティ対策及びこれを行かせた結果に関する報告を、受注者に求める場合がある。